

確定申告はお済みですか? 民商へ 「親身に対応」の民商へ

所得税 ▶ 3/15 まで
消費税 ▶ 4/2 まで

納得・安心の申告を!

確定申告は住民税や国保料に連動し、融資申し込みにも必要です。民商で納得・安心の申告を。

※「無申告」は罰則もあり危険です。税務調査や「おたずね」「よびだし」が来た時もすぐ民商へ。



マイナンバー は必要?

申告書に番号を書かなくても受理され、不利益も罰則もありません(国税庁の回答)。国民監視のマイナンバーは中止を!

こんな方もぜひ相談

- 白色申告と青色申告、どちらがいいの?
- 記帳はしているが、これでいいのか不安
- 初めての申告、何を準備したらいいの?
- 医療費控除が変わるって、どうなるの?
- 税金が払えなくて滞納になっている
- 税務調査に納得できない

税務署は申告会場を減らし、相談時間も削減。自宅からパソコン申告を推奨しており、まるで「来るのは迷惑」と言わんばかりです。確定申告は「親身に対応」の民商へ。

記帳・決算 記帳で商売のばそう

民商で自分の商売にあった記帳のやり方を見つめましょう。個人・法人・青色申告書…どなたにも好評です。



記帳で3つのパワーアップ

- ①領収書整理からパソコン記帳までOK
- ②経費の見直し、資金繰りなど経営に役立つ
- ③税金の仕組みがわかり権利も学べる



納税がしんどいときは

税金も社会保険も高すぎます。それなのに、滞納すれば差押さえも。法律を活用し商売とくらしを守りましょう。

猶予制度を活用し、払える額で分納を。

制度例 納税の猶予 → 分納1年(延長可) 延滞税→8.9→1.6% 差押さえ解除など

商売の悩みワンストップ相談 土日もOK!



0120-22-0000

詳しくはwebで [民商おおさか](#) 検索



ツイッター:@daishoren

●商売に役立つ情報がいっぱい「全国商工新聞」月500円